

広島第13次労働災害防止推進計画（抜粋）

（2018年度～2022年度）

広島労働局

計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。また、多様で柔軟な働き方の選択や就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者等の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければなりません。

計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間としています。

計画の目標

- ① 死亡災害については、
過去の最少件数(2016年)と比較して、2022年までに 15%以上減少 [2016年…18名]
- ② 死傷災害（休業4日以上労働災害）については、
過去の最少件数(2015年)と比較して、2022年までに5%以上減少 [2015年…2946名]
- ③ 重点とする業種の目標
 - ・ 建設業、製造業及び林業については、
死亡者数を過去の最少件数(2015年)と比較して、2022年までに15%以上減少
 - ・ 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、
死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- ④ 上記以外の目標
 - ・ メンタルヘルス対策の特定3項目に取り組んでいる事業場（100人以上）の割合を90%以上とする。
 - ・ ストレスチェック結果を集団分析している事業場の割合を90%以上とする。

主な取組事項

死亡災害の撲滅を目指した、業種別・災害種別の重点対策の実施

建設業における墜落・転落災害等の防止
製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
酸素欠乏症等の災害等の防止

安全衛生教育の推進

過労死等の防止等労働者の健康確保対策

過重労働・メンタルヘルス対策をはじめとした労働者の心身の健康確保対策に、経営トップの取組方針の設定・表明など、企業の積極的な取組の推進
就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第3次産業・陸上貨物運送事業対策
転倒災害の防止
腰痛の予防
熱中症の予防

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

企業・業界単位での安全衛生の取組強化

安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

県民全体の安全・健康意識の高揚

